



佐賀県公報

平成19年
10月31日
(水曜日)
第 12976号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 青少年を健全に育成するうえで優れている映画の推奨 (五九一・こども課) 一
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止 (五九二・長寿社会課) 一
- 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定辞退 (五九三・) 一
- 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付 (五九四・畜産課) 二
- 道路の区域の変更 (五九五・道路課) 四
- " (五九六・) 四
- 道路の供用開始 (五九七・) 四
- 大規模小売店舗の廃止に関する公示 (商工課) 五
- 公共測量の終了 (土地対策課) 五
- 県営本牧地区土地改良事業計画決定 (農地整備課) 五
- 三瀬地区大谷換地区換地計画 () 六
- 平成十九年三月十四日付け佐賀県公報第一二八七八号中訂正 (文化課) 六

○ 告 示

●佐賀県告示第五百九十一号

佐賀県青少年健全育成条例 (昭和五十二年佐賀県条例第二十四号) 第六条の規定により、青少年を健全に育成するうえで特に優れている映画として次のものを推奨する。

平成十九年十月三十一日

佐賀県知事 古川 康

推奨番号	19-1	題名	大ちゃん、だ いすき。	製作・配給会社名	(製作) 有限会社ゴーゴー ビジュアル企画 (配給) 株式会社九州共同 映画社	推奨区分	小学生(中学年) 向、家庭向、そ の他	推奨理由	障害をもった子ととも にひたむきに生きる 両親や兄妹の家族 の愛と絆、まわりの 人々の温かさを描い た作品であり、情操 を高め、豊かな人間 性の啓発に役立つも のとして、青少年を 健全に育成するうえ で特に優れているも のと認められる。
------	------	----	----------------	----------	--	------	---------------------------	------	---

●佐賀県告示第五百九十二号

介護保険法 (平成九年法律第二百二十三号) 第七十五条及び第一百五十五条の五の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成十九年十月三十一日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション	名称	医療法人あおぞら胃腸科デイケアセンターひまわり	所在地	唐津市浜玉町浜崎八百三番地	廃止年月日	平成一九・ 九・三〇
---------	------------------------------	----	-------------------------	-----	---------------	-------	---------------

●佐賀県告示第五百九十三号

介護保険法 (平成九年法律第二百二十三号) 第一百三十三条の規定により、次のと

おり指定介護療養型医療施設から指定の辞退があった。

平成十九年十月三十一日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定辞退年月日
医療法人あおぞら胃腸科	唐津市浜玉町浜崎八百三番地	平成一九・九・三〇

◎佐賀県告示第五百九十四号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により種畜証明書を次のとおり交付した旨、農林水産大臣から通報があった。

平成十九年十月三十一日

佐賀県知事 古川 康

一 肉用牛

証明書番号	名号	品種	生年月日	産地(県)	等級	飼養者住所氏名
平一九 佐賀県一 第一七号	第七安国	黒毛和種	平成一二・三・一七	長崎	二級	多久市南多久町下多久六一五五番地六 五番地六 溯上 祐一
平一九 佐賀県一 第二五号	千尋	"	平成一三・一〇・一七	佐賀	特級	武雄市山内町大字宮野二二二四二番地二 佐賀県畜産試験場
平一九 佐賀県一 第二六号	美津栄	"	平成一〇・六・二	"	"	"
平一九 佐賀県一 第二七号	佐賀乃糸	"	平成一二・一一・一〇	"	"	"
平一九 佐賀県一 第二八号	辰之介	"	平成一六・一一・一一	"	二級	"

証明書番号	名号	品種	生年月日	産地(県)	等級	飼養者住所氏名
平一九 佐賀県一 第二九号	松浦誉	"	平成一六・一一・六	"	一級	"
平一九 佐賀県一 第三〇号	糸茂福	"	平成一七・八・四	"	二級	"
平一九 佐賀県一 第三一号	豊茂国	"	平成一四・一一・二七	"	一級	"
平一九 佐賀県一 第三二号	郁茂	"	平成一四・八・一八	"	特級	"
平一九 佐賀県一 第三三号	松美	"	平成一五・八・七	"	二級	"
平一九 佐賀県一 第三四号	能清	"	平成一五・一〇・二二	"	"	"
平一九 佐賀県一 第三五号	原勝茂	"	平成一七・九・五	"	"	"
平一九 佐賀県一 第三六号	茂高福	"	平成一七・八・三〇	"	"	"
平一九 佐賀県一 第一号	デユロツク	新潟	平成一六・七・一	新潟	級外	唐津市肥前町切木甲七八三番地三三 有限会社佐賀共栄畜産
平一九 佐賀県一 第二号	一二二七二三七五	"	平成一六・一〇・三〇	"	"	"

平一九 佐賀県一 第一三三号	平一九 佐賀県一 第一二二号	平一九 佐賀県一 第一一〇号	平一九 佐賀県一 第九号	平一九 佐賀県一 第八号	平一九 佐賀県一 第七号	平一九 佐賀県一 第六号	平一九 佐賀県一 第五号	平一九 佐賀県一 第四号	平一九 佐賀県一 第三号
二九二二八八 一二	二九二二〇六 一二	二八二五八五 一二	二八二五八五 一三	二八二四九一 一一	二七二五三三 一四	二八二四一六 一一	二八二四〇七 一二	二八二四二四 一二	二八二三四七 一一
”	”	”	デ ユ ク ロ ツ	”	ラ ン ド レ ス	”	”	”	”
平成一八・ 六・二三	平成一八・ 七・一四	平成一八・ 二・二五	平成一八・ 二・二五	平成一七・ 六・二六	平成一七・ 二・六	平成一七・ 一一・一五	平成一七・ 一一・一〇	平成一七・ 一一・一九	平成一七・ 七・二七
”	”	”	”	”	”	”	”	”	”
”	”	”	”	”	”	”	”	”	”
”	”	”	”	”	”	”	”	”	”
平一九 佐賀県一 第二四号	平一九 佐賀県一 第二三三号	平一九 佐賀県一 第二二二号	平一九 佐賀県一 第二一〇号	平一九 佐賀県一 第二〇〇号	平一九 佐賀県一 第一九号	平一九 佐賀県一 第一八号	平一九 佐賀県一 第一六号	平一九 佐賀県一 第一五号	平一九 佐賀県一 第一四号
サガエル二 〇五二一六一 五五三九〇六	サガエル二 〇五二〇一五 三一三六〇八	サガエル二 〇五二〇一五 三一三六〇八	サガエル二 〇四一〇一 一〇九三三四 〇五	サガエル二 〇四一〇一 一〇九三三四 〇五	六〇三〇ラ イトウエイシ ソラナ	サガエル二 〇四二一五 〇四三五〇七	サガエル二 〇五二一七 一〇四〇〇五	二九二二一九 一四	二九二三四九 一一
”	ラ ン ド レ ス	デ ユ ク ロ ツ	ラ ン ド レ ス	ラ ン ド レ ス	大 ヨ ク シ ャ	”	ラ ン ド レ ス	”	”
平成一七・ 三・二七	平成一七・ 三・二七	平成一六・ 八・二八	平成一六・ 一・一一	平成一五・ 五・一九	平成一六・ 一〇・三	平成一七・ 三・二六	平成一八・ 五・一一	平成一八・ 一〇・八	平成一八・ 一〇・九
”	佐賀	静岡	佐賀	静岡	”	佐賀	”	”	”
”	”	”	”	”	”	二級	”	”	”
”	”	”	”	”	”	武雄市山内町大字宮野二 三三四二番地二 佐賀県畜産試験場	”	”	”

平一九 佐賀県一 第三七号	サガエル 二 〇四一―一九一 一三三七〇四	”	平成一六・ 一〇・三	”	”
---------------------	-----------------------------	---	---------------	---	---

●佐賀県告示第五百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年十月三十一日から平成十九年十一月三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員 メートル	延長 メートル
	区	間			
七山厳木線 県道	唐津市厳木町平之字詰の本一〇 〇四番四地先から	唐津市厳木町浦川内字柏葉一四 九九番一地先まで	後	三九・三 〃 一一・八	五三・三
	唐津市厳木町平之字詰の本一〇 〇四番四地先から	唐津市厳木町浦川内字柏葉一四 九九番一地先まで	前	九・七 〃 七・四	五四・三

●佐賀県告示第五百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年十月三十一日から平成十九年十一月三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に

供する。

平成十九年十月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員 メートル	延長 メートル
	区	間			
一般国道 四九八号	武雄市朝日町大字中野字土井下 一〇六七三番一地先から	武雄市朝日町大字中野字中小路 一〇六一三番一地先まで	後	一七・六 〃 八・三	六三四・七
	武雄市朝日町大字中野字土井下 一〇六七三番一地先から	武雄市朝日町大字中野字中小路 一〇六一三番一地先まで	前	一四・八 〃 八・九	六三四・三
中野武雄線 県道	武雄市朝日町大字中野字土井下 一〇六三一番一地先から	武雄市朝日町大字中野字土井下 一〇六四七番二地先まで	後	三〇・二 〃 一一・三	一八二・五
	武雄市朝日町大字中野字土井下 一〇六三一番一地先から	武雄市朝日町大字中野字土井下 一〇六四七番二地先まで	前	三二・八 〃 一一・八	一八七・一

●佐賀県告示第五百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年十月三十一日から平成十九年十一月三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四九八号	武雄市朝日町大字中野字土井下一〇六七三番一 地先から 武雄市朝日町大字中野字中小路一〇六一三番一 地先まで	平成一九・一〇・三一
県道 中野武雄線	武雄市朝日町大字中野字土井下一〇六三二番一 地先から 武雄市朝日町大字中野字土井下一〇六四七番一 地先まで	"

○ 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。）第6条第5項の規定により次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があつたので、同条第6項の規定により公告します。

平成19年10月31日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 届出者の氏名及び住所
有限会社天洋興産
代表取締役 大隈 裕一郎
佐賀市本庄町大字本庄 8 番地
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
紳士服のフタタ佐賀南バイパス店
佐賀市本庄町大字袋字一本柳297-1、298-10
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積
1,016平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積
940.11平方メートル
- 5 大規模小売店舗の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

平成19年10月16日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通大臣から公共測量の終了について次のとおり通知があつた。

平成19年10月31日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 作業種類 公共測量（街区点測量）
- 2 作業期間 平成17年7月1日から平成19年3月31日まで
- 3 作業地域
平成17年度着手 佐賀市
平成18年度着手 なし

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（ため池等整備）本校地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成19年12月14日までに佐賀県鳥栖農林事務所（郵便番号841-0051 鳥栖市元町1234番地1）に提出してください。

平成19年10月31日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（ため池等整備）本校地区の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成19年11月1日から平成19年11月29日まで
- 3 縦覧の場所

基山町役場

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業(中山間地域総合整備)三瀬地区大谷換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人での換地計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成19年12月14日までに佐賀県佐賀中部農林事務所(郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8番地1)に提出してください。

平成19年10月31日

佐賀県知事 古川 康

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業(中山間地域総合整備)三瀬地区大谷換地区の換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成19年11月1日から平成19年11月29日まで
- 3 縦覧の場所
佐賀市役所

○ 正 誤

平成十九年三月十四日付け佐賀県公報第一二八七八号中訂正

頁	箇所	誤	正
6	佐賀県重要文化財の表の所在地の欄の左から一行目から三行目まで	佐賀市城内二丁目一五番二三号 佐賀県立博物館	西松浦郡有田町戸約乙三一〇〇一 佐賀県立九州陶磁文化館

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年十月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷